

素案



箱根町公共サインガイドライン

GUIDELINE FOR PUBLIC SIGNS OF HAKONE TOWN

目 次

1	はじめに	1
2	本町における公共サインの現状と課題	2
	公共サインの設置数	2
	公共サインの設置状況	2
	公共サインのデザイン	2
3	公共サインガイドラインのコンセプト	4
4	公共サインとは	4
5	公共サインガイドラインの適用範囲	6
	対象とする公共サインの定義	6
	適用除外	7
	協力・連携	7
6	サインの整備方針	8
	基本方針	8
	ア 書体	9
	イ 文字の大きさ	10
	ウ 色彩	11
	エ 町象及び町名の表示	13
	オ 表記	14
	カ 表示面の大きさ・高さ	17
	キ 構造	18
	ク 配置	19
	定義別方針	20
	ア 案内看板・解説看板	20
	イ 誘導看板・位置看板	20
	ウ 注意看板	21
7	サインの活用方針	22
	他のメディア(情報媒体)との連携	22
	維持管理方針	22
	ア メンテナンス	22
	イ 管理方法	23
別 添	： 公共サイン管理台帳	24
参考資料	： 用語解説	25

1 はじめに

箱根町の豊かな自然は、昭和11年(1936年)2月1日に町のほぼ全域が当時の国立公園法(現自然公園法)により「富士箱根国立公園」(現「富士箱根伊豆国立公園」)に指定されて以来、主として自然公園法による様々な厳しい規制により保護されてきました。

さらに、現在箱根町では、平成21年に「愛着と誇りが持てる豊かな自然と安らぎのある国際観光のまち」を目指していくために、景観条例・景観計画を施行し、町民・事業者の皆さまと協働して良好な景観形成についての取組みを行っています。

そして、町が景観形成について先導的な役割を果たすことが必要であるとの考えから、平成22年に「箱根町景観形成公共施設整備指針」を策定し、公共建築物、道路、公園などについて、景観に配慮した整備の方針を定めています。

本ガイドラインは、町がさらなる先導的な役割を果たしていくために、景観に大きな影響を与えると考えられる公共サインの指針について定めたものです。

現在、主に都市部において「公共サインガイドライン」を策定する自治体が増加しています。それらガイドラインは、都市基盤の整備や、観光客の回遊性の強化などを主要な目的として策定しています。

箱根町は、それらの一般的な目的以外に、先人たちが守ってきた豊かな自然景観、特徴ある街なみ景観といった「箱根らしさ」を阻害させないことに最大の焦点を置いた公共サインを本ガイドラインに基づいて整備していきます。

2 本町における公共サインの現状と課題

本ガイドラインの策定については、庁内の景観関連部署の職員で組織する「景観施策推進会議」において調査・研究をしてきました。その調査・研究の一環として、町の公共サインの現状を把握していくために、できることをできるだけ早く実施するという考え方で、平成 22 年に初めて全庁的に公共サインの設置状況調査を実施しました。（実施期間：平成 22 年 6 月 17 日から平成 22 年 9 月 17 日）

その結果、次のような結果と課題が提示されました。

公共サインの設置数

当町が設置している公共サインの総数は平成 22 年 9 月 17 日現在 1,465 個となっています。

うち、表 1 のとおり案内看板がその 50%以上を占めています。

【表1 公共サインの設置数】

公共サインの種別	設置数
案内看板	743
解説看板	262
誘導看板・位置看板	184
注意看板	236
その他	40
合計	1465

公共サインの設置状況

表 2 のとおり、設置状況は概ね良好で、設置状況が悪いとされた公共サインは、全体の 5%程度です。しかしながら、設置状況が悪ければ公共サインとしての役割を果たすことができないので、その対応などの維持管理について検討する必要があります。

【表2 公共サインの設置状況とその対応方針】

設置状況				設置状況が悪いとされた公共サインの対応方針				
良	悪	その他	計	再設置	補修	撤去	その他	計
704	74	687	1465	17	35	5	17	74

公共サインのデザイン

これまで本町では、それぞれの部署の判断で公共サインをデザインし、掲出してきました。そのため、次の写真のとおりデザインに一貫性がなく、本当に全ての人に対して分かりやすい公共サインであるかどうかの検証を行ってきませんでした。町の景観に配慮しつつ、全ての利用者にとって分かりやすい公共サインを掲出するためのルールづくりが必要となりました。

以上の結果と課題を踏まえて、庁内の景観関連部署の職員で構成された景観施策推進会議において公共サインガイドラインについて1年以上に渡る調査・研究を行ってきました。その調査・研究を基に、専門家のアドバイスや関連公的機関の意見などを反映させたものが、本ガイドラインとなります。

【写真1 これまでの誘導看板の掲出事例】



掲出目的が同じ看板であっても、字体、色彩について統一感のない看板が作成されてきました。

3 公共サインガイドラインのコンセプト

箱根町公共サインガイドラインは、町の美しい自然景観、特徴ある街なみ景観を守り、育てていくことを最大の目的として策定しました。箱根町において公共サインは、必要以上に景観への影響を及ぼさないことが望ましいと考えられます。そのため、なるべく掲出する面積を小さくし、最低限必要な情報以外はインターネットや紙媒体などで補完していくことも考えられます。

また、公共サインである以上、高齢者や視覚障がい者、外国人の方々など全ての人にとって利用しやすいものであることも望ましいです。

それらを踏まえて箱根町公共サインガイドラインのコンセプトを次のとおり定めます。

箱根町公共サインガイドラインのコンセプト

町の自然景観、街なみ景観に配慮する。

誰にでも分かりやすいものとする。

他のメディアと連携し、情報補完を図る。

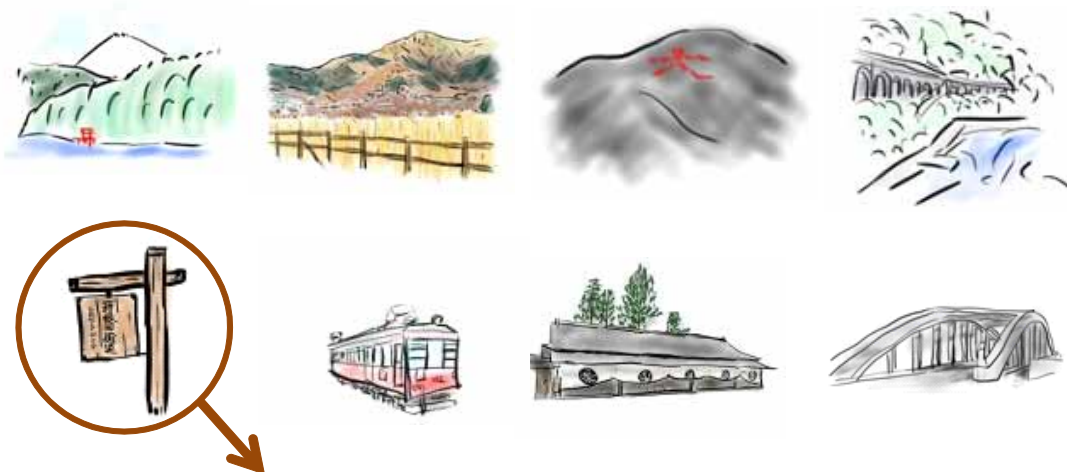
4 公共サインとは

本来サインとは、案内看板や誘導看板といった人工的に作られたもののみを指すものではありません。人が生活していくなかで、手がかりや目印となるようなものは全てサインと考えられます。

したがって本町における代表的な観光名所である芦ノ湖やすすき草原、大涌谷といった自然の景勝地もサインに含まれますし、箱根湯本駅、強羅駅といった目標となる建築物もサインの一部であると言えます。文字や記号だけでなく、かたちや色、光、匂い、触感など人間を取りまくあらゆるものがサインとして作用します。

それらサインとして作用するもののなかで、箱根町公共サインガイドラインでは、箱根町に住んでいる又は訪れる人に対して、地区や施設などの位置や状況、事物の内容についての説明、特定の場所での注意喚起などを目的として人工的に設置したものを公共サインとして定義します。

あらゆるものがサインとして作用



箱根町公共サインガイドラインにおける公共サインの定義
不特定多数の人々に対して、公的機関が公共のために設置する看板

5 公共サインガイドラインの適用範囲

箱根町公共サインガイドラインの対象となる公共サインを明確にする必要があるため、次のように適用範囲を定めます。

対象とする公共サインの定義

対象とする公共サインは次の5つとします。

案内看板 解説看板 誘導看板 位置看板 注意看板

案内看板

地区や地域、施設などの全体的な状況を地図などで示すもの

【例】観光案内板 地域案内板 施設案内板

解説看板

事物の内容、歴史、操作方法などを解説するための機能をもつもの

【例】文化財説明板 施設説明板

「案内看板」と「解説看板」は、近い関係にあるものと定義します。

誘導看板

目的の場所へ誘導することを目的とし、矢印などで示すもの

【例】目的地等への誘導標 指定避難場所表示板

位置看板

施設や道路名など特定の場所を示すもの

【例】施設名表示板 道路名表示板

「誘導看板」と「位置看板」は、近い関係にあるものと定義します。

注意看板

特定の場での規制、警戒などの注意喚起することを目的とするもの

【例】ポイ捨て禁止看板 駐車禁止標 立入禁止標

適用除外

- ア 公共交通事業者が設置するもの
- イ 道路関連法規に規定されているもの
- ウ その他、構造・色彩等が法令等により規定されているもの
- エ 施設管理者が施設内のみの案内・誘導を目的に設置するもの
- オ 町が掲出するもので、営業目的で掲出するもの（ ）

ガイドラインにおいては適用除外ですが、法令遵守し作成することとします。

協力・連携

箱根町公共サインガイドラインを町のみが運用するのではなく、他の公共的団体や民間事業者への普及を図っていきます。

【例】国、県、観光協会、民間観光施設など

6 サインの整備方針

基本的な考え方

箱根町のサイン整備にあたっては、本ガイドラインのコンセプトを基に、景観に配慮した誰にでも分かりやすいシンプルなサインを整備するようにします。

公共サインの定義は、大きく分けて5種類と定めています。

整備方針については、大きく2つの方針に分けて示していくこととします。

基本方針 ……すべての定義において共通する基本的な整備方針

定義別方針 ……それぞれの定義ごとに定めるべき定義別の整備方針

基本方針

定義別方針

誘導看板
位置看板

案内看板
解説看板

注意看板

基本方針

基本方針では、公共サイン全般的に共通する基準について示します。

第一に、ガイドラインのコンセプトで述べたように、町の美しい自然景観、特徴ある街なみ景観を守り、育てていくことを最大の目的としていることから、不必要なサインは掲出しないこととし、内容も必要最低限の情報のみを記載することとします。

また、公共サインは、情報提供施設としての識別性を高める必要がありますが、周辺景観との調和に配慮して、表示面の色彩やデザインなどを統一することが必要です。また、その掲載内容は、正確かつ必要な情報であることを十分検討します。

そして、ユニバーサルデザインの視点を重視することにより、誰もが見やすく理解できるよう、分かりやすい手法で表示し、利用しやすいものとします。

ア 書体

文字の書体は基本的に...

和文書体は「角ゴシック系書体」の中から選択し、欧文書体や和文中の数字は「サンセリフ書体」の中から選択し使用します。

歴史的な観光資源などで和風の意匠が求められる場合は、必要に応じて明朝体を用いることができるものとします。

公共サインに用いる標準的な書体の例を下表に示します。

和文書体の例

番号	書体系統	書体名称	イメージ	使用部位
1	角ゴシック系 (太)	ヒラギノ角ゴ PRO W6	はこね ハコネ 箱根	位置名称、施設名称などサインの見出しとなるもの
		HGP ゴシック E ※	はこね ハコネ 箱根	
2	角ゴシック系 (細)	ヒラギノ角ゴ PRO W3	はこね ハコネ 箱根	解説、地図内名称などサインの内容を構成するもの
		HGP ゴシック M ※	はこね ハコネ 箱根	
3	明朝系 (太)	ヒラギノ明朝 PRO W6	はこね ハコネ 箱根	1の代替として、特に和風の表現が求められる場合
		HGP 明朝 E ※	はこね ハコネ 箱根	

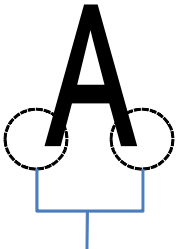
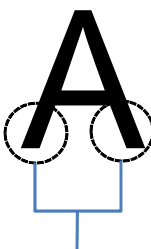
※サインのデザインや制作を庁内で行う場合に使用可能な書体。

欧文書体の例

番号	書体系統	書体名称	イメージ	使用部位
1	サンセリフ (太)	Univers 65 Bold	HAKONE abcde	位置名称、施設名称などサインの見出しとなるもの
		Arial Bold ※	HAKONE abcde	
2	サンセリフ (細)	Univers 45 Light	HAKONE abcde	解説、地図内名称などサインの内容を構成するもの
		Arial ※	HAKONE abcde	
3	セリフ (太)	Times New Roman Bold	HAKONE abcde	1の代替として、特に和風の表現が求められる場合

※サインのデザインや制作を庁内で行う場合に使用可能な書体。

「サンセリフ」及び「セリフ」系書体とは・・・

【例】 サンセリフ系 (Arial)	【例】 セリフ系 (NSimSun)
 <p data-bbox="261 734 753 775">セリフ(飾り)が付いていない書体全般。</p>	 <p data-bbox="836 734 1295 775">セリフ(飾り)が付いている書体全般。</p>

イ 文字の大きさ

文字の大きさは、視力の低下した人への配慮や視距離に応じた大きさを選択することとし、標準的な基準である文字高さの目安(国土交通省等のガイドラインで提示されている数値)よりも小さいものは使用しないこととします。

視距離	和文文字高	英文文字高
30mの場合	120mm以上	90mm以上
20mの場合	80mm以上	60mm以上
10mの場合	40mm以上	30mm以上
4～5mの場合	20mm以上	15mm以上
1～3mの場合	9mm以上	7mm以上

出典：国土交通省「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」

ウ 色彩

誰もが「見やすい」「わかりやすい」を心がけます。

バリアフリーの配慮として、弱視者が見やすいよう明度差を大きくします。

町の景観に調和し自然公園内でも使用可能な色彩として、こげ茶色や深緑色を地色とします。この他文字色等もできるだけ統一して用いるようにします。

公共サインに用いる標準的な色彩の例を下表に示します。それぞれの色彩には町の景観資源にちなんだ色名がつけられており、これらを積極的に用いることにより、景観の向上と魅力のアピールを図ることが期待されます。

番号	色系	色名	イメージ	由来	使用部位	色番号	
1	灰系	しぶすみ		箱根関所の渋墨色	文字・記号色（地色 を「ゆのはな」とする 場合）	マンセル値	10YR3/0.5
						日塗工	19-30A
						DIC (近似)	526
						PANTONE (近似)	Black7
2		ゆのはな		温泉のにごり湯の色	文字・記号色※	マンセル値	2.5Y8.5/1
						日塗工	22-85B
						DIC (近似)	583
						PANTONE (近似)	Warm Gray1
3	茶系	いしだたみ		旧街道の石畳の色	茶系の地色	マンセル値	10YR3/1
						日塗工	19-30B
						DIC (近似)	778
						PANTONE (近似)	Black4
4		すすきの		秋の仙石原のススキの色	茶系の記号色 (位置・施設名称やピ クトグラムなどの表 示に補助的に使用可)	マンセル値	2.5Y7/4
						日塗工	22-70H
						DIC (近似)	466
						PANTONE (近似)	334
5	緑系	こめつつじ		駒ヶ岳のコメツツジの色	緑系の地色	マンセル値	5GY3/1
						日塗工	35-30B
						DIC (近似)	535
						PANTONE (近似)	Black3
6		もえぎの		春の外輪山の芽吹きの色	緑系の補助色 (位置・施設名称やピ クトグラムなどの表 示に補助的に使用可)	マンセル値	10Y6/4
						日塗工	29-60H
						DIC (近似)	357
						PANTONE (近似)	5767

※サインのデザインや制作を庁内で行う場合は白で代替することも可とする。

色彩による文字の見やすさについては、地と図の色の組合せにおけるコントラスト(明度差)が大きいほど見やすくなります。また、同色でも、暗い地に明るい文字を表示するほうが、文字が膨張して見えるほか、文字情報の周辺光が遮断され、より見やすくなることが知られています。

【明度差が大きいとは... ~具体的な明度差~】

[マンセル表色系での明度]は N1 ~ 9.5 の範囲で色票化しています。

(反射率 0%の黒は N0(ゼロ)・反射率 100%の白は N10)

サインの表示においては、明度差が5以上となるようにします。



地色 : いしだたみ 明度 3.0
文字 : ゆのはな 明度 8.5
明度差 : 5.5



地色 : こめつつじ 明度 3.0
文字 : ゆのはな 明度 8.5
明度差 : 5.5



地色 : ゆのはな 明度 8.5
文字 : しぶすみ 明度 3.0
明度差 : 5.5

エ 町象及び町名の表示

設置者や管理者として町名の表示が必要な場合は、表示面の下端中央又は下端右側に町のシンボルマークと町名を配置します。部課名や電話番号などの付加情報は通常は表示せず、維持管理上必要な場合に限って表示するものとします。

【町票及び町名の位置】



・表示面の下端中央又は下端右側に町のシンボルマークと町名を配置する。

【町票及び町名の色彩】

・表示面の色彩に合わせて町票及び町名の色彩を使い分ける。

一般的な配色のサイン



 **箱根町** 地色 : いしだたみ
町票・町名 : すすきの



 **箱根町** 地色 : こめつつじ
町票・町名 : もえぎの

危険表示など特別な配色のサイン



 **箱根町** 地色 : ゆのはな
町票・町名 : いしだたみ



 **箱根町** 地色 : 白
町票・町名 : しぶすみ

オ 表記

〔言語表記〕

原則として「日本語」及び「英語」の2ヶ国語表記とします。

中国語・ハングル書体を使用する場合は、国内で使用できる写真植字で標準的な書体とします。

必要な情報をシンプルに表示するため、日本語及び英語の2ヶ国語表記を原則とします。

ただし、来訪者や設置場所の特性から、よりホスピタリティを考慮する必要があると思われる場合には、日本語、英語以外の中国語・ハングル書体などによる表記を追加することを検討します。その場合は、掲載情報の見やすさや分かりやすさに十分配慮する必要があります。

中国語・ハングル書体を使用する場合は、国内で使用できる写真植字で標準的な書体とします。

〔ピクトグラム〕

原則として使用するピクトグラムは、JIS 案内用図記号とします。

【ピクトグラム例】



言語によらず、幅広い年齢層や外国人の方々にも直観的に、施設や機能の意味を伝えることができる「ピクトグラム(案内用図記号)」を積極的に活用します。使用するピクトグラムについては、原則として JIS 案内用図記号を使用します。

ピクトグラムを活用することにより、不必要な情報表示を削減し掲載情報がみやすいサインにします。

〔矢 印〕

矢印の形状は、シンプルで遠方より視認性がある、分かりやすいデザインにします。



原則として、JIS 案内要図記号の矢印を使用することとします。

移動方向を指示する矢印として、一般的に使われ理解しやすいのは、次の4種類の矢印ですので、できる限りこの4種類を用いるよう、サインの設置位置を工夫する必要があります。




左へ進め

直進せよ
又は上れ

右へ進め

下がれ
又はくぐれ

また、誤解を招く使い方をしないよう、注意する必要があります。例えば「」を「進行方向から戻る」という意味では表示しないように注意する必要があります。

〔イラスト〕

情報をわかりやすく表示するためのイラストが、意図が伝わらず逆に情報が伝わりにくくなる場合があるので、イラストの内容等については、十分に検討する必要があります。

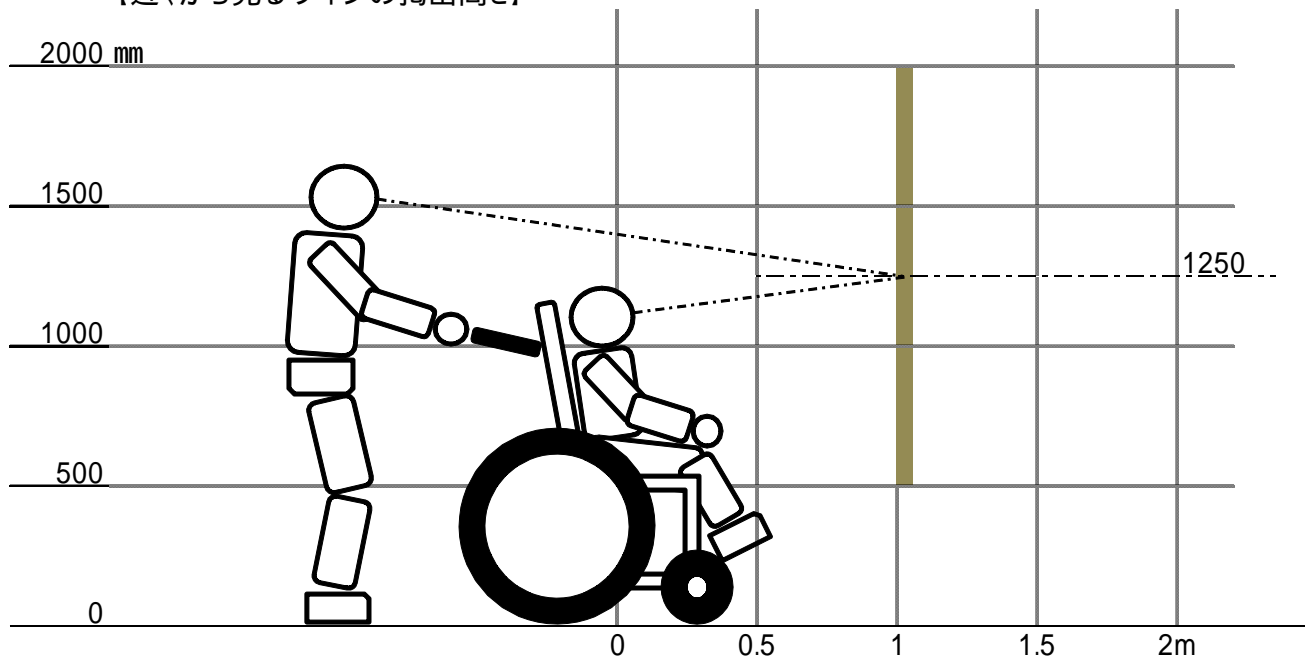
サインの性質によっては、利用者に情報をわかりやすく表示するために、イラストなどを使用することが有効な場合があります。しかし、場合によっては、意図がつかめず情報が伝わりにくくなることや、多用することにより表示面が繁雑になり、情報が伝わりにくくなります。そのような事態を避けるために、表示するイラストの内容及び大きさや色彩を十分に検討する必要があります。

カ 表示面の大きさ・高さ

〔大きさ〕

近い距離で見るサインは、立っている人と車いす使用者の中間の視点である床面から 1250mm 程度の高さを表示面の中心とします。また、表示面上端と下端は、最大でも両者の視野に入るようにすることが必要なので、最高高さ 2000mm、最低高さ 500mm の範囲を原則とします。

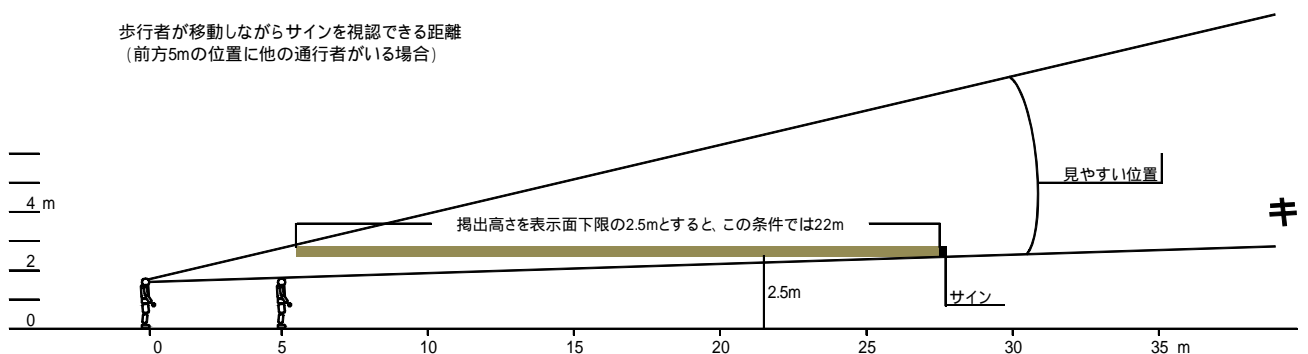
〔近くから見るサインの掲出高さ〕



〔高さ〕

遠い距離で見るサインは、人が移動している場合、一定の高さ以上にあるものは視認するのが難しくなります。また、不特定多数の人が利用する施設では、見る人とサインの間に他の通行者がいる場合が多く、視界を遮られるので、建築限界を避け、原則として路面から 2500mm を表示面下限とします。

歩行者が移動しながらサインを視認できる距離
(前方5mの位置に他の通行者がいる場合)



構造

サイン施設の構造については、施設自体の耐久性と安全性を考慮することはもちろん、より利用者の立場に立った施工上の工夫を心がけるようにします。また、長期間サインを活用できるよう腐食しない強度のある素材とし、維持管理面にも考慮した構造とします。

〔近づきやすさ〕

視力の低下した人や車いす使用者が、サインの近くに寄って表示を見ることを前提に、サイン施設周辺の段差や舗装等について、サインへ近づくにあたり支障があると判断される場合は、設置個所の移動や、歩道等の整備をあわせて行う取組みが必要です。

〔材質など〕

景観に配慮し、著しく反射するものや光沢のある素材は避けます。

サイン施設については、屋外に設置されることが多いため、点字表示や触地図など、手で触れて情報を認識するサインについては、表示面が高温にならないための材質を選ぶなどの配慮が必要です。

また、人為的な事故やいたずら等による破損については、表示面カバーの設置、四隅の巻込み、貼り紙や落書き防止の表面加工処理などの対策が必要です。腐食等を防ぐためにも腐食防止加工や腐食しない材質を使うこととします。

サインの表示面は、周辺状況の変化に応じて情報内容の更新を速やかに行うことが望ましいため、変更が予測されるものについては、部分的な取換えが可能な構造とします。

自主施工にて作成するサインの中には、ラミネート加工で作成するものが多くを占めますが、劣化しやすく維持しにくいいため、屋外での掲出は、緊急的・一時的の場合を除き掲出しないこととします。

〔集約〕

景観の向上を図るため、デザインを統一したサインの掲出や、既存サインと新設サインの集約化を進めることが必要です。また、地域住民やサイン設置者等と連携していく必要もあります。

ク 配 置

サインは、それぞれ視認しやすい場所に配置し、歩行者の円滑な移動を妨げない位置に配置します。かつ、他のサインの視認を妨げない場所に配置します。

サイン設置により、車いす使用者等の移動空間を阻害しないよう配慮し、視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）の位置にも配慮することが必要です。

〔案内看板の配置〕

案内看板は、見る人が分かりやすいように、原則として、向かう方向と目的となる場所が同じ方向になるように配置します。

ただし、広域の案内看板のように縮尺の小さいものは、北を上として配置します。

〔誘導看板の配置〕

行動起点（駅・バス停など）から目的地までの距離が長く、範囲が広域にわたる場合は、誘導看板をできるだけ繰り返し配置し、サイン利用者がスムーズに目的地に到達できるよう配慮します。

〔注意看板の配置〕

地域性により設置する注意看板は、地域住民にとっては、生活等を守るために必要なものですが。観光客等の立場からみると、禁止事項が多く目に付くことは、あまり心地の良いことではありません。地域住民、観光客等それぞれの視線のバランスを図っていくことが重要です。

そのようなことから、地域性を含む注意看板の配置には、他のサインとは違う配慮が必要であり、できる限り観光ルートから逸れた場所に配置するようにします。

定義別方針

ア 案内看板・解説看板

案内看板は、目的地までの距離や方角を正確に認識してもらうために、必然的に表示面の情報量は増します。同様に解説看板も、説明する物事の詳細を正確に理解してもらうために情報量は増します。

いずれにしても、見る人が分かりやすく認識できるためには、必要な情報がすぐに見つかるようにすることを同時に考えなければなりません。必要最小限の情報をシンプルに表示し利用者にとって見やすくするようにします。

表示面積	高さ	横幅
5m ² 以下	4m以下	3m以下

[概要]

The diagram shows a rectangular sign with rounded corners. A horizontal double-headed arrow above the sign indicates a width of '3m以下'. A vertical double-headed arrow to the right of the sign indicates a height of '4 m以下'. Inside the sign, the text '5m²以下' is centered.

イ 誘導看板・位置看板

誘導看板・位置看板は、歩行者や車に乗っている人の回遊性を高めるために、効果的な情報伝達が必要で、掲出数も複数になる場合があるので、景観と調和するシンプルなものとします。また、誘導看板はサインの顕在性と連続性を高めるため、同一経路上にあるサインは統一したデザインとします。

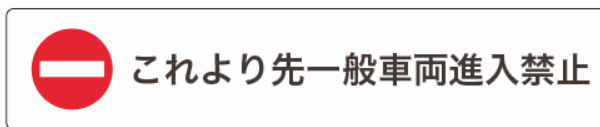
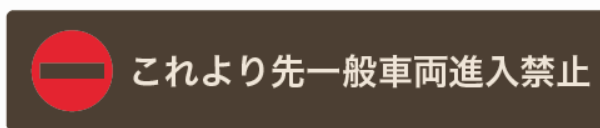
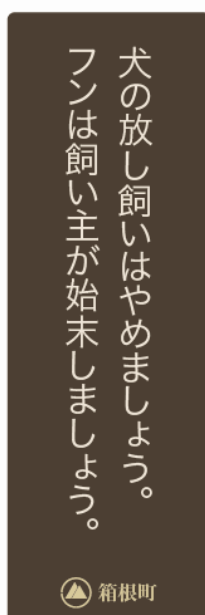
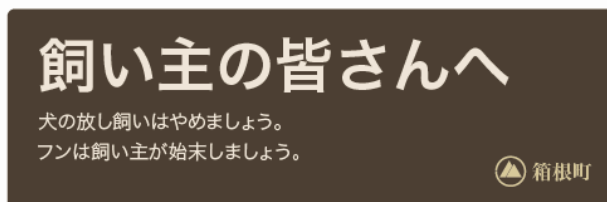
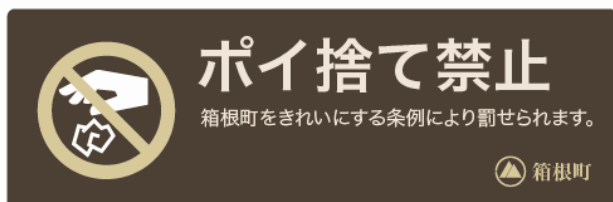


- ・地色は「いしだたみ」又は「こめつつじ」とし、文字は「ゆのはな」を基本とする。
- ・図記号は「すすきの」又は「もえぎの」と白を組み合わせる表示する。
- ・標準図記号が作成されていないピクトグラムは無理に用いない。

ウ 注意看板

注意看板は、特定の場での規制、警戒などの注意喚起することを目的とするものであり、他のサインと比べ、選択的に反応したり注目したりするように、対象となる人に仕向ける必要がありますので、色彩については特に規定しないこととします。

しかし、基本方針で定めている「**不必要なサインは掲出しないこととし、内容も必要最低限の情報のみを記載する**」という規定は厳守します。



- ・地色は「いしだたみ」又は「こめつつじ」を基本とするが、「ゆのはな」又は白を用いることができる。
- ・禁止、注意などに関わる標準図記号は、赤、黄色などの安全色を用いることができる。

7 サインの活用方針

他のメディア(情報媒体)との連携

本ガイドラインにおける公共サインの定義は「不特定多数の人々に対して、公的機関が公共のために設置する看板」としていますが、サイン＝手がかりや目印となるような人工物は看板だけではなく、他のメディア(情報媒体)でも数多くあります。それらメディアとの連携方策などを示します。

ア 情報補完

案内看板・解説看板などの情報量の多いサインには、必要最低限の情報を表示することとしていますので、その他の情報は「地図・パンフレット・携帯サイト」などの媒体で補完していき、極力表示情報を少なくします。

イ 書体、色彩基準などの連携

サインの情報補完をする「地図・パンフレット・携帯サイト」などの媒体については、サインとの相互連携を図るために、書体、色彩基準などについて、本ガイドラインに準じた仕様とすることとします。

また、サインの情報補完を目的としていない媒体についても、町の公共サインのイメージを浸透させていくために、本ガイドラインに掲げる字体、色彩基準などを推奨していきます。

維持管理方針

サインが利用者にとって分かりやすく、安心・安全に利用できるように維持するには、適切な管理と継続的なメンテナンスが必要です。

そのためには、サイン整備の計画段階から関係者で協議し、整備後の維持管理方法、役割などを明確にしておくようにします。複数の実施主体がかかわる場合は、この作業が特に重要になります。

ア メンテナンス

メンテナンスは「本体」のみでなく「情報」のメンテナンスも行う必要があります。

〔本体のメンテナンス〕

定期的に行うのが理想ですが、状況に応じ行うこととします。

清 掃

- ・ 汚れやホコリを清掃します。
- ・ 違法な張り紙や落書きを取除き、表面を清掃します。
- ・ 音声、触知案内サインの触知部分は、利用者が直接手に触れて使用するものだから、できるだけ頻繁に掃除することが大切です。

保守点検

- ・ガタツキ、ボルトの締付け状況を確認し、必要に応じ対応します。
- ・破損状況、傷等の状況を確認し、修繕します。
- ・塗装の状況、傷等による塗装の一部はがれなどは、必要に応じ塗装補修します。
- ・サイン本体内部に音声案内装置等を入れている場合は、機械動作の点検を行います。

〔情報のメンテナンス〕

必要に応じ表示内容を見直したうえで、新たにできた施設・道路等の変更や追加が必要な情報を拾い出し、校正を行います。

修正箇所が少ない場合は部分的な修正を行い、修正箇所が多い時は表示面全体を替えるなどケースによって修正方法を選択します。

イ 管理方法

定期的に清掃、必要に応じては修繕を行い、常に美しい状態に保つことが必要です。そのために、サイン本体に管理番号を記入し、共通の管理台帳に記録し管理していきます。

〔管理台帳〕

別添“公共サイン管理台帳”を参考に、サインの必要最低限の情報を記載等し管理・把握しておきます。

〔管理番号〕

管理台帳に記載する“管理番号”は、各課等の略字の後に台帳の を付することとします。

周辺町民等から維持管理に関する情報を得られるように、サイン本体に管理番号を記載するようにします。サインは必要な情報を的確に告知するものであるため、必要な情報以外のものを記載し、利用者を混乱させないようにすることから、原則表示面には記載せずに、裏面や指示柱などに記載するようにします。

各課等の略字は「箱根町行政文書管理規程」第18条第1項第4号に規定する別表に定める課の略字を用いることとします。

ガイドライン

物事に対する方針についての大まかな指針・指標。ルールやマナーなどの決まり事、約束事を明文化し、それらを守った行動をするための具体的な方向性を示すもの。

コントラスト

明度差のことを言い、画像において最も暗い部分と、最も明るい部分の輝度の差のことをいう。

サンセリフ（書体の名称）

セリフのない書体の総称である。セリフとは、文字の線の端につけられる線・飾りで、「うるこ」_フ、「ひげ飾り」_フ、「ひげ」とも呼ばれる。旧来のセリフのついた活字書体(セリフ体・ローマン体とも呼ぶ)と区別するために用いられる用語。「サン」とは、フランス語で「～のない」という意味で、「セリフのない書体」を表している。

バリアフリー

広義の対象者としては障がい者を含む高齢者等の社会生活弱者、狭義の対象者としては障害者が社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くための施策、もしくは具体的に障害を取り除いた状態をいう。一般的には障害者が利用する上での障壁が取り除かれた状態として広く使われている。

ピクトグラム

一般に「絵文字」「絵単語」などと呼ばれ、何らかの情報や注意を示すために表示される視覚記号（サイン）の一つである。地と図に明度差のある2色を用いて、表したい概念を単純な図として表現する技法が用いられる。

ホスピタリティ

お互いを思いやり、手厚くもてなすこと。また、歓待をすること。

マンセル表色系

色を定量的に表す体系である表色系の1つ。色彩を色の三属性（色相、明度、彩度）によって表現する。マンセル色体系、マンセルカラーシステム、マンセル システムとも言う。

メディア

情報の記録、伝達、保管などに用いられる物や装置。媒体や情報媒体などと訳されることもある。

メンテナンス

建築・土木構造物や施設などの整備・維持・保守・点検・手入れをすること。

ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいう。「UD」と省略して表記される場合もある。